「ＪＡカードローン」商品概要説明書

（令和８年４月１日現在）

<table>
<tr><td>商品名</td><td>ＪＡカードローン</td></tr>
<tr><td>ご利用
いただける方</td><td>●当ＪＡの地区内に居住またはお勤めの方で、当ＪＡの組合員の方。
※現在組合員でない方でも、当ＪＡ所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。
●ご契約時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方。
※ただし、契約金額が 50 万円以内の場合は満 20 歳以上 70 歳未満の方。
●原則、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。
・ただし、農業者の方は、前年度税込年収が 150 万円以上ある方。
●勤続（または営業）年数が１年以上の方。
・ご契約額が 100 万円超の場合は、勤続（または営業）年数が３年以上あること。
●生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること）。
●当ＪＡ（他ＪＡを含む）との間でカードローン取引およびカードローン借換資金取引を行っていない方。
●当ＪＡが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。
●その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>●生活に必要な一切のご資金とします。</td></tr>
<tr><td>借入金額</td><td>●10 万円以上 300 万円以内（ご契約額は 10 万円単位）。</td></tr>
<tr><td>契約期間</td><td>●ご契約日から１年後の応当日の属する月の約定返済日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当ＪＡがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 65 歳（契約金額 50 万円以内の場合は満 70 歳）の誕生日以降は契約の更新は行いません。</td></tr>
<tr><td>借入利率</td><td>●変動金利とします。
●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当ＪＡのローン相談窓口へお問い合わせください。
●満 65 歳の誕生日（契約金額が 50 万円以内の場合は満 70 歳の誕生日）の経過により契約の更新を停止して以降は、契約更新停止時の利率を完済時まで適用します。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>●約定返済
毎月５日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。
具体的なご返済額は次のとおりです。
<table>
<tr><th>前月約定返済日現在のお借入残高</th><th>ご返済額</th></tr>
<tr><td>１万円未満</td><td>前月約定返済日現在のお借入残高</td></tr>
<tr><td>１万円以上 50 万円以下</td><td>１万円</td></tr>
<tr><td>50 万円超 100 万円以下</td><td>２万円</td></tr>
<tr><td>100 万円超 150 万円以下</td><td>３万円</td></tr>
<tr><td>150 万円超 200 万円以下</td><td>４万円</td></tr>
<tr><td>200 万円超 250 万円以下</td><td>５万円</td></tr>
<tr><td>250 万円超 300 万円以下</td><td>６万円</td></tr>
</table>
・ただし、返済日前日のお借入残高が上記約定返済額を下回る金額になった場合には、返済日前日現在におけるお借入残高をご返済いただきます。</td></tr>
</table>

	●任意返済 毎月の約定返済のほかに、当ＪＡ窓口あるいはＡＴＭから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことになりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。
利息の計算方法	●毎日の最終残高について付利単位を100円とした１年を365日とする日割計算とします。
担保	●不要です。
保証人	●当ＪＡが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	●保証料（保証料率：年２.０％）をお支払いいただきます。
手数料	●不要です。 ●ＡＴＭ・ＣＤをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支所または金融共済部（電話：0898−68−7800）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03−6837−1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089−941−6279）
その他	●お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●その他ご不明の点がございましたら、当ＪＡのローン相談窓口までお問い合わせください。

JA 周桑